

令和5年11月29日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の4件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 今井、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	とろみ調整用食品	新スルーキングi(アイ)	キッセイ薬品工業株式会社	1100001012982	本品は、えん下(飲み込み)を容易にし、誤えんを防ぐことを目的として飲み物や液状食品(水やお茶など)にとろみをつける食品であり、えん下困難者のとろみの調整に適しています。	第2023006号
2	経口補水液	明治アクアサポート	株式会社明治	4010601028138	明治アクアサポートは、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐を原因とした脱水状態時に用いることが適しています。	第2023007号
3	経口補水液	GOSHU(ゴシュウ) 経口補水液 脱水対策	五洲薬品株式会社	8230001000927	本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適した経口補水液です。	第2023008号
4	えん下困難者用食品	アイソカル とろっとゼリー	ネスレ日本株式会社	4140001033865	本品は、誤嚥防止を目的としたえん下困難者に適した食品です。	第2023009号